

令和3年9月1日

市内各小・中学校保護者 様

北本市教育委員会

端末の持ち帰りに備えたモバイルWi-Fiルーターの貸与について

新型コロナウイルス感染拡大等により臨時休業となった際に、オンライン授業を実施する場合や家庭学習で利用する場合に、家庭のインターネット環境が必要となります。

このため、オンライン授業や家庭での利用の実施が決定した際、Wi-Fi環境を持たないご家庭に対し、モバイルWi-Fiルーターを貸与します。

1 利用対象者

北本市立の小学校または中学校に在学し、当該年度の就学援助費または特別支援教育就学奨励費の給付を受けており、インターネットを利用した家庭学習が可能な環境が自宅に整備されていない児童生徒の保護者にモバイルWi-Fiルーターを無償で貸与するものとします。

ただし、教育委員会が認める場合は、上記以外の保護者についても、モバイルWi-Fiルーターを無償で貸与するものとします。

2 遵守事項

モバイルWi-Fiルーターの貸与を希望する場合は、次の事項を遵守してください。

- 善良な管理者の注意をもって機器を使用すること。
- 機器を市が認める家庭学習の目的以外に使用しないこと。
- 貸与期間が満了したときは、速やかに機器(付属品を含む)を返却すること。
- 機器の通信契約(設定含む)を行うこと。
- 機器の通信及び充電にかかる費用を負担すること。
- 機器を他者に利用させ、または転貸しないこと。

- 機器の利用に係る I D、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。
- 故意または重大な過失により機器を紛失し、破損し、または故障させたときは、その補てんに要する費用を負担すること。
- モバイル Wi-Fi ルーターの使用に伴い発生した費用及び損害については、被貸与者が負担すること。

3 貸与までの流れ

- ① 「モバイル Wi-Fi ルーター貸与申請書」に当該年度の就学援助費又は特別支援教育就学奨励費給費決定通知書の写しを添付し、教育委員会教育総務課に提出してください。



- ② 提出された申請書を受け付け、内容を審査します。



- ③ 「モバイル Wi-Fi ルーター機器貸与決定（却下）通知書」を交付します。



- ④ 機器を貸与します。



- ⑤ 「モバイル Wi-Fi ルーター機器受領書」を教育委員会教育総務課に提出してください。

【問合せ先】 北本市教育委員会教育総務課 総務・政策担当
北本市本町1丁目111番地 北本市役所 3F
048-594-5562（直通）